



議案第十九号

敬老年金支給条例の一部改正について

次のとおり敬老年金支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

敬老年金支給条例の一部を改正する条例

敬老年金支給条例（昭和四十七年三朝町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（定義）

第二条 この条例において「高齢者」とは、次の要件を満たす者をいう。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により老齢福祉年金の支給を受ける権利を有していること。

二 改正法附則第三十二条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号。）第七十九条の二第五項において準用する同法第六十六条第二項の規定により、老齢福祉年金の全部の支給が停止されていること。

三 町内に住所を有していること。

第三条中「で国民年金法第六十五条第三項ただし書又は第六十六条第二項（これらの規定を同法第七十九条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により、福祉年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十一条第四項の規定により国民年金法による老齢福祉年金とみなされる老齢特別給付金を含む。以下同じ。）の支給が停止されているもの（同法第七十九条の二第五項において準用する同法第六十六条第二項の規定により福祉年金の一部の支給が停止されている者を除く。以下「受給資格者」という。）」を削る。

第五条中「受給資格者」を「高齢者」に改める。

第六条第三項中「受給資格者」を「高齢者」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間分の年金の支給については、なお従前の例による。